

むつ市農業委員会
第 8 2 5 回総会議事録

むつ市農業委員会第825回総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日（火）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 プラザホテルむつ

3. 出席委員

○農業委員（17名）

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	西村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員（9名）

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（1名）

3	鴨田輝雄
---	------

○農地利用最適化推進委員（1名）

第4地区	田中慶吾
------	------

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
報告第22号 農地の転用事実に関する照会について
報告第23号 農地所有適格法人報告書の届出について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成田 司
次長 澤田 眞紀子
総括主幹 菅原 賢一郎
会計年度任用職員 賀佐 ひとみ

7. 会議録署名委員

14番 立花 幸雄 15番 蛭名 修一

8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

議長 (坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第825回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中17名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において14番 立花幸雄委員、15番 蛭名修一委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長 (坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>本日は、議案にかかる審議はありませんが、報告事項が2件ありますので、それぞれ報告を求めます。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告第22号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。</p> <p>照会地は、</p> <p>むつ市大字関根字北関根80番5、登記地目「畑」、台帳地目「畑」、面積1,859㎡、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。</p> <p>1月24日、蛭名委員、齊藤委員、山本推進委員、と事務局で現地調査した結果、「現在耕作されていないが、人力・農業用機械で草刈り、耕起、抜根、整地により直ちに耕作することが可能な土地(農地法第32条第1項第1号に該当する農地)であり、令和3年度農地利用状況調査では農地として活用されていることが確認されており、令和4年度と令和5年度は、保全管理中(耕作はしていないが、草刈り等の管理がされており、直ちに農地として活用できる状態)に区分されていることから、「農地である」と回答しております。</p> <p>次に、報告第23号 農地所有適格法人報告書の届出について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第6条第1項に基づき、各農地所有適格法人から提出された定期報告書及び添付された決算資料、役員名簿等を確認したところ、事業要件、議決要件、役員要件、農作業従事要件の全てについて、要件を満たしていることを確認しました。各法人の詳細は議案書のとおりです。</p> <p>なお、昨年度までの法人からの報告書において、項目の捉え方に誤りがあったため、今回修正させた法人が3法人ありましたので、説明しま</p>

す。

まず、議案書 9 ページの法人ですが、経営面積の数値が昨年度から変わっております。これは、昨年度まで「田」として報告されていた農地が実際は「畑に転作済み」であったため、今回から「畑」に集計して報告させたものです。

次に同じ法人の構成員の欄ですが、議決要件を判断するための議決数の欄に、去年まで出資口数が報告されておりましたが、当該法人は農事組合法人であって株式会社ではないので、1 組員 1 議決権がただしく、出資口数によって議決権は変わりませんので、今回から構成員 1 人 1 議決権で報告させております。

なお、農事組合法人については農業共同組合法第 16 条で「組員は各々 1 箇の議決権を有する」と定められています。

次に、議案書 13 ページの法人ですが、今回、経営面積が減っています。これは法人が経営規模を縮小したのではなく、昨年度までの報告値に取締役社長の個人の経営面積が含まれていたため、その分を引いて、正しく報告させたものです。

次に、議案書 16 ページの法人ですが、これは先ほどの法人と同様、議決権数の欄に出資口数が報告されておりましたが、1 組員 1 議決権であるため、そのように報告させたものです。

なお、これらの法人について、過去の報告書について、正しい議決権数に置き換えて判定したところ、いずれの年度も要件を満たしていたことを再確認したことを報告いたします。

報告は以上です。

議長 (坂本会長)

これで、本日の議案審議は全て終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第 825 回総会を、閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 立 花 幸 雄

会議録署名委員 蛭 名 修 一